

第3次おびひろ男女共同参画プラン（骨子）について

令和元年8月30日
総務委員会提出資料

1 プラン策定の趣旨

男女共同参画をめぐる社会情勢は、人口減少や少子高齢化が進行する中、女性の活躍推進や男性中心の働き方の見直しの取り組みが進められるなど、男女の仕事と家庭生活を取り巻く環境が大きく変化してきている。このような状況を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、施策を総合的に進めることを目的に本プランを策定するもの。

2 帯広市の男女共同参画の現状と課題

(○：成果 ▼：課題)

(1) 第2次プランの推進状況（全34施策）

- ○33の施策については、AまたはB評価で、概ね順調に進捗
- ▼「審議会等への女性の参画の促進」は、D評価で、低調に推移

(2) 「男女共同参画に関する事業所意識調査」結果（H29市実施）

- ○育児・介護休業制度の導入が拡大
- 女性従業員に結婚・出産に関わらず仕事を続けてほしいとする事業所の割合が増加
- ▼一方で、女性が結婚・出産に関わらず働き続けるための、働く条件や環境整備が不十分

(3) 「男女共同参画に関する意識調査」結果（H30市実施）

- ○家庭での家事・育児等の役割分担への認識が高まるなど、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識が少しずつ浸透
- ▼一方で、男性は仕事優先、女性は家庭生活優先の傾向が依然として存在

3 男女共同参画に係る社会情勢（法整備等）

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」
 - 市町村基本計画を定めることを努力義務化
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」
 - 市町村推進計画を定めることを努力義務化
- ・LGBT等をめぐる動き → 多様な性の尊重に対する社会的関心の高まり

4 プランの期間

計画期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間とし、必要に応じて見直すこととする。

5 プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画に関する分野計画として、「第七期帯広市総合計画」に即して策定する。また、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画に加え、新たに「女性活躍推進法」に定める推進計画、「DV防止法」に定める基本計画に位置づけるものとする。

6 基本目標

本プランは、社会情勢や現プランの課題を踏まえ、3つの基本目標を掲げる。

I 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

人々の意識の中で長い間に形づくられてきた固定的な性別役割分担意識の解消や、多様な性の理解に向けて、互いを尊重する意識の浸透を図る。

II 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

DVやセクハラなどの、男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指す。

III 男女がともに活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

仕事と家庭生活の両立や、女性の政策・方針決定の場への参画、ライフステージに応じた働き方の選択など、男女がともに活躍できる環境をつくる。

計 画 の 体 系（案）

基本目標	基本方向
I 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革	1 男女平等の視点に立った教育の推進
	2 男女共同参画の啓発
	3 多様な性の尊重など人権についての認識の浸透
II 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）	1 パートナー等からの暴力の根絶
	2 セクハラなど女性に対するあらゆる暴力の根絶
III 男女がともに活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	2 男女がともに働くための環境整備
	3 就労における男女平等の促進
	4 就業機会の促進
	5 地域社会等への男女共同参画の促進

7 今後の策定スケジュール

	令和元年						令和2年	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市民懇話会				○			○	
推進委員会	○			○			○	
総務委員会		○(骨子)			○(原案)			○(案)
意向調査						パブコメ		決定